

労働条件に関するトラブルで 困っていませんか？

日本国内で就労する外国人の方へ



日本国内で就労する外国人労働者にも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等労働基準関係法令が適用されます。

次のような場合には、最寄りの「外国人労働者相談コーナー」（主な都道府県労働局労働基準部監督課等に設けられています。）又は労働基準監督署へ御相談ください。

例えば・・・

- ・ 賃金が支払われない
- ・ 時間外労働手当が支払われない
- ・ 業務上の負傷での休業中に解雇された
- ・ 突然解雇され、解雇予告手当が支払われない
- ・ 労働災害を被ったが、医療費や休業の補償がされない
- ・ 労働契約を締結する際に、賃金や労働時間等の労働条件が明示されない
- ・ 職場の安全衛生の確保が不十分で労働災害が発生するおそれがある 等々

外国人労働者相談コーナーでは、外国語による労働条件に関する相談をお受けしています。

日本の労働基準関係法令には以下のようなものがあります（抜粋）。

（１）労働基準法

以下のような事項が使用者に義務付けられています。

① 均等待遇（第 3 条）

国籍を理由とする差別的取扱いは禁止されています。

また、出身国の労働条件等が我が国のものと比べて低いことを理由とするのも同様です。

② 労働条件の明示（第 15 条）

労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の労働条件を明示しなければなりません。

その際、特に、次の事項については、書面を交付することにより労働者に明示しなければなりません。

1) 労働契約期間に関する事項、2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項、4) 賃金（退職手当等は除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項、5) 退職に関する事項

③ 賠償予定の禁止（第 16 条）

労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約は禁止されています。

④ 解雇の制限（第 19 条）

業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間の解雇、並びに産前産後休業期間及びその後 30 日間の解雇は禁止されています。

⑤ 解雇の予告（第 20 条、第 21 条）

労働者を解雇する場合には、原則として 30 日以上前に予告をする必要があります。（ただし、この予告の日数は、1 日について平均賃金を支払うことで、その日数を短縮できます。）予告を行わない場合には平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当の支払が必要です。

⑥ 退職時の証明（第 22 条）

労働者が退職をした場合に、次の事項について証明書を請求した場合、使用者は遅滞なく当該証明書を交付しなければなりません。ただし、労働者の請求しない事項を記載してはなりません。

1) 使用期間、2) 業務の種類、3) その事業における地位、4) 賃金、5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由を含みます。）

⑦ 賃金の支払と金品の返還（第 23 条、第 24 条）

賃金は 1) 通貨で、2) 労働者に対し直接に、3) 全額を、4) 各月に 1 回以上、5) 一定期日を定めて支払わなければなりません。

また、労働者が退職する場合には、未払の賃金等を、請求後 7 日以内に支払わなければなりません。

⑧ 労働時間と時間外、休日及び深夜の割増賃金（第 32～37 条）

労働者を法定労働時間（原則として 1 週について 40 時間、1 日について 8 時間）を超え又は法定休日（1 週について 1 日又は 4 週について 4 日）に労働させるには、法令で定められた一定の手続きが必要とされます。法定労働時間を超える労働又は深夜における労働に対

しては、通常の労働時間又は労働日の 25%以上の率で計算した割増賃金を、法定休日における労働に対しては、通常の労働時間又は労働日の 35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

⑨ 年次有給休暇（第 39 条）

6 箇月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

⑩ 制裁規定の制限（第 91 条）

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、減給は、1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはなりません。

（2）最低賃金法

使用者は労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金の額は、地域別、産業別に定められています。

（3）労働安全衛生法

以下のような事項が定められています。

- ① 事業者は、労働者の危険又は健康障害を防止するために、安全装置の設置、保護具の着用、適切な作業方法の指示など法令で定められた措置を講じること
- ② 事業者は、労働者を雇入れ又は配置転換する場合には、必要な安全衛生教育を施し、また法令で定める危険・有害な業務に従事させる場合には特別教育を実施すること
- ③ 事業者は、労働者を雇い入れる際及び法定の期間ごとに、法令で定める事項について労働者の健康診断を行うこと
- ④ 事業者は、危険物・有害物の取扱い等法令で定める作業には、資格を有する労働者以外に従事させてはならないこと
- ⑤ 労働者は、事業者が講じるこれらの措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこと

（4）労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法においては、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して、①療養を行う場合には、療養（補償）給付を、②療養のため労働することができないため賃金を受けることができない場合には、その 4 日目から休業（補償）給付を、③療養開始後 1 年 6 ヶ月をしても負傷等が治らずにその傷病が一定の障害の程度にある場合には、傷病（補償）年金を、④傷病等が治った後もその障害が一定の障害の程度にある場合には、障害（補償）給付を、⑤障害の状態が重度のため常時又は随時に介護を受けている場合に、介護（補償）給付を、⑥死亡した場合には、遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）を、被災労働者又はその遺族の請求に基づき給付を行います。

外国人労働者相談コーナー設置箇所御案内

外国人労働者相談コーナーは、以下の都道府県労働局労働基準部監督課又は労働基準監督署に設けられ、外国語による労働条件に関する相談を受け付けています。開設日等詳細については、それぞれの連絡先に直接お問い合わせください。

なお、外国人労働者相談コーナーが設置されていない労働基準監督署においても労働条件に関する相談を受け付けていますが、できるだけ通訳できる方と御一緒に来署されるようお願いいたします。

都道府県	設置箇所	郵便番号	所在地	連絡先
北海道	北海道労働局 監督課	060-8566	札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2057
福島	福島労働局 監督課	960-8021	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	024-536-4602
茨城	茨城労働局 監督課	310-8511	水戸市北見町 1-11	029-224-6214
栃木	栃木労働局 監督課	320-0845	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎	028-634-9115
群馬	太田労働基準監督署	373-0817	太田市飯塚町 104-1	0276-45-9920
埼玉	埼玉労働局 監督課	336-8546	さいたま市岸町 5-8-13	048-822-4036
千葉	千葉労働局 監督課	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎	043-221-2304
東京	東京労働局 監督課	112-8571	文京区後楽 1-7-22	03-3814-5311
神奈川	神奈川労働局 監督課	231-8434	横浜市中区北仲通り 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7351
新潟	新潟労働局 監督課	951-8588	新潟市川岸町 1-56	025-234-5922
富山	高岡労働基準監督署	933-0062	高岡市江尻字村中 1193	0766-23-6446
福井	福井労働局 監督課	910-0019	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2652
山梨	甲府労働基準監督署	400-8579	甲府市下飯田 2-5-51	055-224-5611
長野	長野労働局 監督課	380-0846	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-5121
岐阜	岐阜労働局 監督課	500-8723	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	058-245-8102
	多治見労働基準監督署	507-0037	多治見市音羽町 5-39-1	0572-22-6381
静岡	静岡労働局 監督課	420-8639	静岡市追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-6352
	浜松労働基準監督署	432-8555	浜松市元魚町 146	053-456-8147
	磐田労働基準監督署	438-8585	磐田市見付 3599 の 6	0538-32-2205
愛知	愛知労働局 監督課	460-8507	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-972-0253
	豊橋労働基準監督署	440-8506	豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎	0532-54-1191
三重	三重労働局 監督課	514-8524	津市島崎町 327 番 2 津第 2 地方合同庁舎	059-226-2106
滋賀	八日市労働基準監督署	527-8554	八日市市緑町 8 の 14	0748-22-0394
京都	京都労働局 監督課	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町 60 日本生命四条ビル 5 階	075-241-3214
大阪	大阪労働局 監督課	540-8527	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	06-6949-6490
兵庫	兵庫労働局 監督課	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1-3 神戸クリスタルタワー 16 階	078-367-9151
岡山	岡山労働局 監督課	700-8611	岡山市下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-225-2015
広島	広島労働局 監督課	730-8538	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館	082-221-9242
福岡	福岡労働局 監督課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 8 階	092-411-4862

厚 生 労 働 省
都 道 府 県 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署